



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 市営土地改良事業に係る換地処分の届出（村づくり計画課）…………… 1
- 事業の認定（用地課）…………… 1
- 公共測量の実施の通知・2件（道路管理課）…………… 2

### 公 告

- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・3件（都市計画・モノレール課）…………… 3
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）…………… 3

## 告 示

### 沖縄県告示第29号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、宮古島市長から宮古島市入江東地区（団体営農山漁村活性化対策整備事業）の換地処分をした旨の届出があった。

平成31年 1月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県告示第30号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成31年 1月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 起業者の名称 宮古島市
- 2 事業の種類 宮古島市総合庁舎及び宮古島市保健センター整備事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分 宮古島市平良字西里立行地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

宮古島市総合庁舎及び宮古島市保健センター整備事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である宮古島市が事業主体となって、起業地内に宮古島市総合庁舎及び宮古島市保健センターを整備するものであり、同庁舎は法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎に該当し、同保健センターは同条第32号に掲げる地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設に該当する事業である。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

宮古島市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、本件事業の実施に必要な財政措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

## ア 事業の施行により得られる公共の利益について

宮古島市庁舎は、合併前の旧市町村庁舎を利用しており、各庁舎に行政機能が分散されているため、市民の申請が複数部署にまたがる場合には庁舎間の移動が伴う等、市民の利便性と行政効率の低下を招いている。また、一部の庁舎においては、施設の老朽化及び耐震性の不足により市民の安全性の確保が困難な状況にある。

一方、平良保健センターは、建築後約30年が経過しており、施設の老朽化による雨漏りや排水不良等の安全衛生上の問題があるほか、相談室や駐車スペース等の不足によってスムーズな行政サービスが行えない状況である。

本件事業は、このような状況に対応するため「第二次宮古島市総合計画」及び「宮古島市健康保健センター（仮称）建設基本計画」に基づき計画されたものであり、宮古島市平良字西里立行地内に宮古島市総合庁舎及び宮古島市保健センターを建設するものである。

本件事業の施行により、効率的な行政運営と適切かつスムーズな市民サービスの提供が可能となり、市民の利便性の向上が図られる。また、施設の老朽化及び耐震性の不足の問題が解消されることにより、市民の安全性の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

## イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地内に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定された周知の埋蔵文化財包蔵地や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定された動植物は確認されていないが、確認された場合には各関係部署と十分な調整を行うとともに、各関連法に基づき適切な措置を講ずるとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、起業地の形状及び面積、市民の利便性及び安全性等の比較検討の結果により、最も合理的な案を採用している。

よって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## (4) 法第20条第4号の要件への適合性について

## ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、現庁舎は、行政機能が分散化されていることから市民の利便性と行政効率の低下を招いており、施設の老朽化及び耐震性の不足によって、市民の安全性の確保が困難な状況となっていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

## イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全ての土地が本件事業の用に半永久的に供されるものであることから、収用とすることに合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## (5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て満たしているため、事業の認定を行うものである。

## 5 起業地を表示する図面の縦覧場所 宮古島市企画政策部振興開発プロジェクト局

## 沖縄県告示第31号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県中部土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成31年1月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 浦添市及び沖縄市の一部
- 2 公共測量を実施する期間 平成31年 1月 8日から同年 3月29日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量及び水準測量）

**沖縄県告示第32号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県中部土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成31年 1月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 宜野湾市の一部
- 2 公共測量を実施する期間 平成31年 1月 9日から同年 3月29日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量及び水準測量）

**公 告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、宜野湾市から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成31年 1月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 西普天間住宅地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、宜野湾市から送付のあった那覇広域都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成31年 1月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 3・4・75号西普天間線及び3・4・76号喜友名線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、宜野湾市から送付のあった那覇広域都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成31年 1月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 西普天間住宅地区土地区画整理事業
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年 1月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年12月20日 沖縄県指令土第827号、平成30年12月27日 沖縄県指令土第931号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字北上原榕原361番 1及び362番 1

- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 中城村字新垣529番地 社会福祉法人陽だまり福祉会 理事 比嘉春代
- 5 検査済証番号 平成31年1月8日 第4528号
- 6 工事完了年月日 平成30年12月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年1月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年5月14日 沖縄県指令土第381号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字渡橋名真和志原120番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字渡橋名68番地T O - M E I 101号室 赤嶺春幸
- 5 検査済証番号 平成31年1月10日 第4529号
- 6 工事完了年月日 平成30年12月6日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--